

# 農業協力隊推進事業実施要綱

## 第1 趣旨

本県の農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題を抱え、農業生産活動の低下や農村景観への影響が懸念されており、特に中山間地域においてその傾向が顕著になっている。

一方、都市では生活の質や豊かさへの志向の高まりにより、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することについて、若年層を含め、住民のニーズが高まってきている。

こうしたことを背景に、3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1～3年間農村に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本県農業の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的とし、農業協力隊推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

## 第2 農業協力隊員

農業協力隊員とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外の地域に生活の拠点を置く住民（以下、「都市住民」という。）で、山梨県内に住民票を移す者を知事が委嘱し、県内に拠点を置く農業関係法人の指導のもと、新たに居住する地域において農業技術の習得と地域行事への協力を通じて県内での定住・就農を図ろうとする者をいう。

## 第3 事業内容

本事業は、農業協力隊員を育成するものであり、その内容は、次のとおりとする。

### 1 支援機関の募集、選定

知事は、農業協力隊員に対し、農業技術等の習得のための活動や地域と連携して地域が主催する行事等への協力を指導・支援することにより、本県で定住、就農できるように育成しようとする県内に拠点を置く農業関係法人等を別に定めるところにより募集、選定する。

### 2 農業協力隊員の募集、委嘱

(1) 1により選定された農業関係法人等（以下「支援機関」という。）は、ホームページの活用等により多くの都市住民が農業協力隊員に応募できるように努める。

(2) 支援機関は、応募のあった農業協力隊員になろうとする者の中から、

面接、論文などにより、本県での居住が確実に農業に意欲的に取り組むことが認められる者を選考する。ただし、夫婦、世帯を同一にする親子が応募した場合にあっては、1人に限るものとする。

(3) 支援機関は、(2)により選考した者について、別に定める農業協力隊員候補者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

(4) 知事は、支援機関から提出された農業協力隊員候補者名簿に基づき、農業協力隊員を決定し、別に定める決定通知書により支援機関に通知する。

なお、ひとつの支援機関が育成できる農業協力隊員は5人以内とする。

### 3 支援機関が実施する農業協力隊員の育成事業

支援機関は、以下の事項に定める農業協力隊員が行う農業技術等の習得のための活動や地域と連携して地域が主催する行事等への協力(以下「農業活動等」という。)を指導・支援するとともに、農業協力隊員の住居や農業活動等に使用するための車輛等を確保するものとする。

#### (1) 農業技術等習得のための活動

支援機関の農業技術等習得のための活動とは、自ら保有する圃場で行う農業用機械の操作方法や土づくり、肥培管理、病害虫防除等の栽培管理等の農業技術の実習等や共選所での農産物の選別、出荷や農産物直売所での販売などとする。

ただし、自らの圃場を保有しない等により、農業技術等習得のための実習等を行うことができない支援機関は、次の要件を満たす受け入れ事業者に実習の全部又は一部を委任することができるものとする。

農業協力隊員に対し農業技術習得の実習等を行うことができる圃場等を保有していること。

農業技術習得の実習等を行うことができる農業技術の蓄積があること。

#### (2) 地域が主催する行事への協力

地域が主催する行事への協力とは、農道、水路の清掃等の共同作業や、花植え等の地域美化活動、運動会、敬老会等の会場準備など、作業を伴う地域の行事への参加をいう。

なお支援機関は、農業協力隊員が居住する地域の自治会長等との連絡調整を行い、農業協力隊員の参加を促進するよう努めるものとする。

### 4 農業協力隊員の農業活動等の広報

支援機関は、ホームページ等を利用して、農業協力隊員の農業活動等の取組状況や成果等の情報発信を随時行い、都市住民の本県での定住、就農の促進に努めなければならない。

### 5 コーディネーターの委嘱

知事は、本事業の効果を高めるため、随時支援機関の活動現場等を訪問し、農業協力隊員の農業活動等に指導・助言などを行うコーディネーター(農村地

域での定住・就農に向けて、幅広い知識や経験を有する者)を委嘱する。

#### 第4 農業協力隊員の地位等

- 1 農業協力隊員は県の委嘱を受け、農業活動等の対価として、報償費の支給を受けるものとし、県、支援機関との雇用契約は存在しないものとする。
- 2 農業協力隊員は県、支援機関等の指示に従わなければならないものとし、次に定める場合には、委嘱を取り消すことができる。
  - (1) 本人から取り消しの願い出があった場合。
  - (2) 農業協力隊員に不良行為が認められた場合。
  - (3) 傷病、事故等により、農業活動等の継続できなくなった場合。
- 3 農業協力隊員の委嘱期間中の義務、農業活動等の活動日数、休暇等及び支援機関の農業協力隊員に対する取扱いについては別に定めるところによる。

#### 第5 農業協力隊員の報償費

知事は、農業協力隊員に対し、別に定めるところにより、報償費を支給するものとする。

#### 第6 事業実施期間

農業協力隊員の委嘱期間は3年以内(1年を超えない期間ごとに更新するものとする。)とし、支援機関の農業協力隊員が行う農業活動等に対する指導・支援のための期間は、複数年度(ただし、3年を限度とする。)にわたることができる。

#### 第7 事業実施の手続き

- 1 支援機関は、年度ごとに別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、支援機関から提出された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認めた場合は、支援機関と別に定める業務委託契約を締結するものとする。

#### 第8 業務委託契約の内容

知事が支援機関に委託する業務の内容は次のとおりとし、会計処理の方法等については別に定める。

- 1 農業協力隊員の募集・選考に関する業務
- 2 農業協力隊員の農業活動等の指導・支援に関する業務
- 3 都市住民等に対する本事業の広報に関する業務
- 4 農業協力隊員の生活支援(経費)に関する業務

#### 第9 事業計画の変更

- 1 支援機関は、別に定めるもののほか必要に応じて事業実施計画書を変更できるものとする。

- 2 事業実施計画書を変更しようとする支援機関は、事業を変更する前に別に定めるところにより、知事の承認を受けるものとする。

#### 第10 事業の中止又は廃止

別に定めるところにより本事業を中止又は廃止しようとする支援機関は、知事に報告し、承認を受けなければならない。

#### 第11 事業実施結果報告、検査

- 1 支援機関は、別に定めるところにより、事業実施結果報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、支援機関に対し農業協力隊員育成のための指導を行うものとする。

#### 第12 委任

本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、平成21年8月5日から施行する。